

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（概要）

（3年目見直し）
〔令和6年3月19日
閣議決定〕

- ・ 現行の基本方針は、令和3年度から令和7年度までを第2期復興・創生期間と位置づけ、この期間の取組の方針等を定めるもの。
- ・ 上記基本方針において、「復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。」とされていることから、今般、必要な見直しを行う。

1. 基本的な考え方

【現行の基本方針における整理】

- ・ 地震・津波被災地域：第2期復興・創生期間に復興事業がその役割を全うすることを目指す
- ・ 原子力災害被災地域：（令和3年度からの）当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う

⇒今回の見直しでは、第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、**令和7年度までの第2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正**を行う。

2. 主な見直し事項

【廃炉・ALPS処理水の放出関係】

- 廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行う旨を記載。
- 燃料デブリ取り出しは世界にも前例のない困難な作業であり、国・東京電力・原賠廃炉機構が一体となり内外の技術的知見を集めた集中的な検討が必要である旨を追記。
- 放出後の万全の安全性確保、モニタリングの適切な実施、科学的根拠に基づく透明性の高い情報の国内外への発信に政府全体で取り組む旨を追記。
- 「水産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）も踏まえて風評対策、なりわい継続のための支援等に取り組む旨を追記。
- ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感をもった対応を求めていく旨を追記。

【「特定帰還居住区域」制度の創設関係】

- 令和5年6月に福島特措法を改正し「特定帰還居住区域」制度を創設したこと、また、同制度のもと、これまで4町の特定帰還居住区域復興再生計画を認定しており、これに基づき除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく旨を追記。
- 避難指示解除の時期等について、必要に応じ、除染等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する旨を追記。
- それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う旨を追記。

【除去土壌等の最終処分・再生利用関係】

- 取組の安全性について、全国に向けた理解醸成活動を推進し、国民の理解・信頼の醸成につなげる旨を記載。
- 除去土壌等の県外最終処分に向け、除去土壌の再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進める旨を追記。

【福島国際研究教育機構関係】

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指してF-REIを設立。
- 研究開発や産業化、人材育成等の取組を推進するとともに、機構の当初の施設について復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める旨を追記。
- 国内外への情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、自治体や関係機関等との広域連携を進める旨を追記。

【東日本大震災の記憶と教訓関係】

- 「復興の教訓・ノウハウ集」の海外を含めた普及・啓発、「復興政策10年間の振り返り」の関係者等への普及・啓発に努める旨を追記。